

A

第1 現行法の違憲性

1. 現行法は特定の障がい者以外に不在者投票を認めていない。これは、選挙権行使を制限するものといえるから、「公務員を選定」する権利を保障する憲法 15 条 1 項に反し違憲とならないか。】OK

(1) 保障根拠

憲法 15 条 1 項の趣旨は、国民主権原理下における国民の国政への参加の機会を保障するものである。したがって、投票とは国民が国政に参加するための基本的な権利行使であり、「公務員を選定」する権利は民主主義社会の根幹を担うものであるから、国民の投票をする権利ないしその機会が憲法 15 条 1 項によって当然に保障される。

主語が4つ
もあって読み
にくいぞ。
1文に主語は1つ。

(2) A の投票する権利

よって、投票する権利は憲法 15 条 1 項により厚く保障されるから、現行法が、A のような直接投票所に行き投票することができない障がい者の不在者投票を一律に認めな

いことは、特定の者の選挙権行使の機会を制約するものといえる。上記の保障根拠から、選挙権行使の機会を制限することは、民主主義の根幹を揺らがすものと考えられるから、原則として違憲であると考え。】OK

投票所の運営の
ように見えず、

「立法府の制
度構築」

などのワードを

使いま(ヤ)

正し

2. もっとも、選挙運営は行政機関の裁量によって決定される。選挙権が権利の性質上民主主義社会にとって重要である反面、選挙の自由かつ公正な運営は確保されるべきである。

これ「選挙運営」など定義いも
良いと思う

よって、選挙権行使を制限しなければ、公正な選挙運営の確保が事実上不可能ないし著しく困難となる特段の事情がある限り、選挙権行使の制限は許容されうるといえる。】OKです

- (1) まず現行法は、原則として投票は投票所での直接投票しかみとめておらず、郵便等による投票は禁止されている。これは自由な投票を認めてしまうと、その過程において選挙権が適切に行使されているかを確認する必要性が生じ、国民が平等に権利を行使するために多大な労力、時間を費やすことになる。選挙の運営が現職の市役

↑
1
逆に入れば多くの労力、時間を使わねばならず、
「著しく困難」とまではいえない(ヤ)。

A

アルバイト屋には悪いのでは??

所職員等の公務員によってされている以上、このような労力等を負担させてしまうと通常業務にも支障が生じる。よって、現行法において、原則として投票所における直接投票しか認めないことによる選挙権の制限は、公正な選挙運営が著しく困難となる特段の事情があるため違憲とはいえない。

説得力
が足りない
です。

- (2) また、現行法は体幹の障害の場合「1級若しくは2級である者」(公職選挙法施行令(以下、法とする)第59条の2)の不在者投票を認め、Aのような障がい者には不在者投票を認めていない。このように、Aのような法に該当しない障がい者には不在者投票を認めないことは、その者らの投票する権利を制約するといえるから、この法の規定は憲法15条1項に反し違憲とならないか。

二つ以降は
14条の5が
笑想です
ね。
上とどう
区別するの
しょうか

前述の通り、現行法が原則として直接投票を行うことを規定するのは、不在者投票の集計による負担を軽減するものとする。もっとも身体障がい等を持つものは投票所に行くことができないことも考えられるから、法は例外的に不在者投票を認めているといえる(法第59条の2)。例外的な投票を認める以上、その要件は厳格にすべきであり、障がいの種別は様々であるから、投票所に行くことができない障がい者を、身体障害者手帳に記載された等級(身体障害者福祉法4条、15条4項)により決定することは合理的なものといえる。また法59条の2第1号は障害の態様によってできるだけその等級や該当する障がい者を限定しており、形式的な分類によって不在者投票を認めたものとはいえない。また、類型化せずに不在者投票を認めてしまうと、不在者投票が不合理に増え、前述のような公正な選挙運営が著しく困難になる状況に陥ると考えられる。

よって、法が「両下肢若しくは体幹障がい若しくは移動機能の障害」をもつ者に付き1級又は2級の者にのみ不在者投票を認め、それ以外の「両下肢…障害」をもつ者に対しては認めないことは違憲とはいえない。

第2 A に対する適用の違憲性

1. もっとも、法を A のような者に対して適用することは憲法 15 条 1 項に反し違憲とならないか。前述の通り、法は不在者投票を認める者を類型化して規定している。この点については合憲性が認められるものの、違憲適用の場合をも含むような広い解釈に基づいて法令を A に適用することは、違憲であると考え。したがって、法第 59 条の 2 を A に適用する限りで、憲法 15 条 1 項に反し違憲とならないか検討する。
2. 具体的には、法の必要性、保護法益と、制約される A の権利の内容性質を比較衡量して検討する。
 - (1) 法は一部の障がい者の不在者投票を認めており、これは直接投票所に行くことが困難な障がい者に配慮し、この者たちに選挙権行使の機会を保障するものである。よって、特定の障がい者の選挙権行使が保護法益といえる。
 - (2) 一方、A は障害者手帳によると 3 級の障がい者である。等級上は法の適用対象者でないものの、A は自力での歩行を 100m 以上することができず、屋外に行くには車いすと車いすを押す介助者が必須である。介助者は唯一の親族である 80 歳の母しかおらず、A は起伏の多い地域に住んでいることから、母によって車いすを押してもらいながら外出することは困難であり、さらに投票所に行くためには高低が激しい道を 300m 以上移動しなければならない。よって、A が直接投票所に行くことは事実上不可能であり、不在者投票が認められれば、将来における投票をする機会も失ってしまう不利益を受ける。
 - (3) この点、A が別の介護者を雇用する、または別の場所に引っ越すことが代替手段として有効であり、A はこの手段をとるべきであったとも考える。しかし、選挙権の行使ないし選挙権行使の機会は国民に平等に保障されるべきであり、そのための負担を A 個人に負わせることは妥当ではなく、また、法の保護法益が直接投票に行け

「た」?

↓
これは41の
ある主張です
文士「3級
は含まれて
いない
で」
適用違反
はまず
41
では?

ないものに選挙権行使の機会を保障するものである以上、Aの不在者投票をする権

利を認めないことは、選挙権行使の機会を奪い、法の趣旨に反するものとする。

- (4) 以上より、法がAのような者に対して不在者投票を認めないことは、法の趣旨に反して選挙権を違法に制限するものとする。よって、Aに適用する限りで憲法15条1項に反し、違憲であると解する。

以上

答案の型はよくできています。

判例と本案の違いにもふれま(え)う。



高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
B

第1. 身障者に対し郵便等により不在者投票を一律に認め
た現行法(公職選挙法49条2項, 同施行令59条2)は,
~~身障者A~~の~~権利~~状況であっても投票し、政治に関与
する権利を侵害している。憲法(以下、法名略)15条中
項に反し違憲と認めらる。

1. 現行法上の(公職選挙法(以下「法」とする)49条2項は
同施行令59条の2に定める者に限り、投票所に出ることも郵便
により投票を用いた投票に認められている。としかわがず、
同施行令59条2に該当しない身障者~~が~~^{であり}投票所へ赴くことが
おと不可能であるAは、かかる投票方法で適用されなかった。
そのため、実質的に~~選挙~~上記権利の行使ができて、これを侵害
されたといえる。

2. ~~また~~、では、~~また~~も、Aの上記権利は保障されるか。
15条~~は~~は、我が国の政治システムである議会制民主主義の
根幹となる、国民主権(前文第2条)に基く権利である。
としか、~~同法~~^{憲法}が、日本国民に与える(公務員、いかなる政治家の任
免とその自由意思によって定める制度、権利を保障しているもの
であるからである。そして、身障者であっても、国民の一人である
からには、かかる(固有の)権利は保護されるが、国民主権~~と~~
~~を~~根拠とする同~~法~~^{憲法}の趣旨と~~一致~~する。

そのため、上記権利についても、15条~~は~~により保障されるべ
きと解する。

3. また、選挙の午後と後期。選挙の公正を害するこ
とがある。5条。~~その~~行政が~~その~~行政に~~おと~~おと~~か~~か~~る~~。その
ため、選挙の公正を害するおそれ、場合には、その選挙権~~と~~
を制限することも考えられる。

とて、かかる制限は~~その~~許容される~~べき~~の判断基準

良い内閣
院政

答では「上記」
などとして、読み
に戻せることは
やめよう。何を
指しているかわかり
にくい(投票
票枚数とか?)

権利の保障は
一般論だが、
「A」の事情は
入らないはず。

これは
立憲数量が
ね

か問題となる。

(1) この点について、判例は、在外~~邦人~~の国民に国政選挙において選挙権行使の機会の確保につき、以下の~~理由~~^{理由で}判断した。

5 国民の選挙権又はその行使を制限するに当たっては、かかる制限~~が~~付して選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めるとが事実上不可能~~な~~、著しく困難であるといったやむを得ない事情がある場合に限り、認めらるゝと解する。

10 (2) ~~本件~~判例は、在外国民の選挙権行使の事案であるのに対し、本件は、身障者に係る選挙権行使の制限が問題となっている。

15 両者は、海外に居住しているか、国内に居住している、障害があるか等の相違点は存する。(しかし、日本国籍を有した我が国の有権者であるという重要な事象については~~共通である~~、~~また~~自身ではどうにもならない困難等、や交通の~~不便~~について問題があることも共通している。

そのため、本件についても判例の上記判断に従い、現行法の~~各~~合理性について判断すべきであると解する。

4. 本件について具体的に検討は以下の通りである。

20 (1) まず、政施行令 59条の2が、3条49条2項の障害者に关して、障害の程度を「両下肢著しい~~は~~体幹の...障害にあつては1級若しくは2級、~~として~~。限定した趣旨は、郵便等による不在者投票を~~おこな~~にたに認め~~るべきこと~~、~~また~~直接国民自身の手による投票箱への投票に~~よ~~りて、予期し得ない不正や不正のミス、郵便物の紛失といった危険が大きいこと、これを~~防止~~して~~る~~限り防止可能とあると考へられる。そのため選挙の公正のため、このような制限を課すことは~~合理的~~^{必要}であるとも考へられる~~といえる~~。いえる。

30 (2) しかし、障害の等級に応じた一律の制限について、一切の例外をも認めないことは、かえって、選挙権の行使を過剰に制限する

この点も正しいが、
全面的制約か
どうか最も大
きく違ひます。
注この判例の
射程を意識する
姿勢は良い!

判例のキハシとの
関係で、
「制~~限~~を~~課す~~
必要~~性~~」は
どう位置付け
されますか?
この論述も
どうか?

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

- ことと何れ 争点で決めるのではない。すなわち、例外的に、選挙権の行使を認めたうえで、選挙の公正を確保することも可能であると考える。
3. 本件において、Aは、確かに身体障害者手帳において「身体障害」が3級と認められているから、法施行令59条92の文書外となる~~ため~~、郵便による不在者投票は認められない。
- 5 イ. しかし、Aはこの選挙権を行使するに当たって、甚だしい苦痛の伴うと考えられる。Aは上記の障害により歩行が困難であって、自宅内でも、歩行補助具を用いて自分で移動するのは100メートル程度が限界である。~~例外ではない~~ 車椅子を使用しているが、この車椅子を押す介助者は、唯一の親戚である80歳の母親であり、同人が亡くなれば介助者はいなくなるも同様である。さらに、Aの自宅は起伏の多い地域に建てられているため、介助者が健在である現在においても、Aの車椅子を用いた外出は困難であるから、自身で移動することは尚更不可能であるといえる。電動車椅子を用いても、急勾配の坂道ではAが事故に遭うおそれもある。実際、選挙当日の投票所、及び期日前投票所のいずれも高低差の多い道路を約300メートル移動しなければならないため、A自身の歩行や車椅子、及び電動車椅子のいずれによっても、Aの選挙権は事実上不可能というべきである。
- 15
- 20 このような状態^は ~~ではない~~、同条の2の対象となる「2級以上の身体障害者」として評価しうる~~と考えられる~~。 ~~したがって、同条の2で対象となる者となる場合と同視し得る~~ として、例外を設けたとしても、このような例外対象者は一律の身体障害者に不在者投票を認めずとも、手続の簡便は十分、前述の危険性が入り込む余地はないと考えられる。そこでAはAのような例外の者に對して不在者
- 25

「要」もキレ
どうつな
がりの?

↓ 法文書で
Aの個別事情
を入れます。
3級の人を含め
ないとか
「著しく困難が
を悔いて
下さい

投票を認めたとしても、同条の2の趣旨には反~~つ~~つ^て、選挙の公正も保たれるといえる。

ウ、レ^について Aに例外として郵便^等による不在者投票を認めることは、選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが出来る場合であると解する。

(3) ~~また~~^{さらに} Aに、又は Aのやうな身障者に対し、郵便等による不在者投票を一様に認めない旨の制限は、これによって選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが著しく困難と云いえない。

5. 以上より、上記制限の内容とする現行法は、15年に反し、違憲と見る。

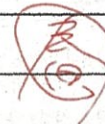
以上

◎ 答案の枠組みがよくなっています。

・ 法令違害と適用違反の区別はぬぐ、どうい事情を使うのかで改めて考えてみましょう。

(前者は法律事情は ない)

のびた?



高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

- 1 身体障害者手帳に、体幹の障害の程度が1級若しくは2級で
ある者として記載されている者 以外の体幹の障害を持つ者に対して、
郵便等による不在者投票を一律に認めない現行法は、選挙権
行使の違憲を制限にあたらないか。
- 5 2. (1) 憲法(以下、法名略)15条1項は公務員の選定・罷免を
国民固有の権利と規定し、15条3項は普通選挙を保障してい
る。また、両議員は、国民に選挙された議員で組織される(43条1項)
したが、国民主権による民主政の保障として、国民の選
挙権が憲法上保障されている。
- 10 (2) 現行法は、軽度障害者に対して不在者投票を一律に認め
ていないから、~~軽度障害者の選挙権行使を制限するもので~~。
軽度障害者であっても、投票所までの移動が困難事実上困難で
ある者が存在するから、現行法は軽度障害者の選挙権行使
を制限するものである。
- 15 (3) 選挙権は、国民に政治に参加する機会を保障する重要な権
利であるから、選挙権自体を認めないといった制限は、原
則として認められず、そのような制限をしなければ選挙の公正
を維持した上での選挙権行使が不能又は著しく困難となる
といったやむを得ない事由がある場合にのみ認められる。も、とも
20 現行法は軽度障害者に対しても投票所での投票は認めてお
り、不在者投票を認めていないだけであるから、軽度障害者の選
挙権自体を否定するような制限にはあたらない。
- 25 現行法は軽度障害者の選挙権行使の方法を制限している。
も、とも、憲法は「投票の方法その他…選挙に関する事項は、
法律でこれを定める。」(47条)と規定しており、選挙に関する事
項について広い立法裁量を認めている。また、43条2項や44条
本文からも国政・選挙に関する事項について広い立法裁量を認

この例外を導く
のに立法裁量
が必要。
判例はこ
まごいませ
ね。

1 ページ
裏面へ

めていることがわかる。したがって、現行法の選挙権行使の制限が違憲となるのは、~~手裁~~ 内容が著しく不合理で裁量権の逸脱・濫用にあたる場合に限られる。

判例では要する
キハンをとるのど
めは、もうし
丁寧に論じて
(よいです)

3 現行法は、軽度障害者には不在者投票を認めていない。現行
5 法は投票所での投票を原則としており、誰に不在者投票を認め
るかは立法府の裁量に属する。現行法が体幹の障害の程度が
1級もしくは2級の者に限って不在者投票を認めたのは、これらの
者は移動機能の障害が著しく、投票所までの移動が困難なため
不在者投票を認めないと被選挙権の行使が事実上不可能に
10 なるためである。これに対して、軽度障害者は移動機能に障害は
あるものの投票所までの移動が困難なほどの障害ではない。不在
者投票には、投票票用紙の送付など事務処理上の負担が増加
することが考えられるところ、軽度障害者にまで不在者投票を認める
と事務処理上の負担が大きくなり、円滑な選挙が妨げられるお
15 それがある。したがって、現行法が~~手~~軽度障害者には不在者投票
票を認めていないことは、著しく不合理とまではいえない。

上の規範を
前提にする
すばらしいとは
めです。
規範を判例
にしてほしい
った

確かに、軽度障害者であっても、Aのように自宅付近の地理的状況や投票所までの経路の状況、移動手段や介助者の年齢といった事情を考慮すれば投票所での投票が^{事実上}困難である者がいる
20 可能性はある。しかし、一般に軽度障害者は投票所までの移動が可能を程度の障害であるし、各人の個別的事情に配慮した上で不在者投票を認めなければならないとする、その調査に~~事実上~~
多大な時間や費用がかかることになる。さらに、各人の転居といった事情があらうことから、選挙の度に上記調査を行~~わ~~う必要が生じる。このような調査を要求することは円滑で画一的な選挙権の行使を害することとなる。したがって、個別事情を考慮せず、軽度障害者の不在者投票を一律に認めないことは著しく不合理とまではいえない。

^{現行法は}よって、裁量権の逸脱・濫用にはあたらない。

4 以上より、軽度障害者に不在者投票を一律に認めない現行法

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

は、選挙権行使の違憲を制限にはあたらない。

以上

1. 答案の型・文章力は全く問題ありません。

2. 判例の理解は復習して下さい。

3. このままでも合格ラインですが、もっとよくなる
々思います。

夏目

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。